# 新規加入諸経費

◎加入金

## ※表内の金額はすべて税込みとなります (消費税率10%)

口径	中部·東部·北軽	
13mm	143,000	
20mm	220,000	
25mm	330,000	
30mm	440,000	
40mm	660,000	
50mm	770,000	
75mm	880,000	

- \*町外者はこの他に負担金あり(一律110,000円)
- \* 浅間高原水道は加入金なし

## ◎量水器

口径	遠隔式	直読式
13mm	55,000	24,750
20mm	66,000	33,000
25mm	77,000	44,000
30mm	181,500	134,750
40mm	220,000	143,000
50mm	759,000	
75mm	847,000	

- \*コンクリートボックスの場合は時価
- \*中部簡水の遠隔式40mmは、621,500円
- \* 臨時用は13mmの直読式を使用する

## ◎その他

- ●臨時用は1年以内とする
- ●別荘世帯は住民登録をすれば家庭用に変更できる
- ●休止の場合 ※北軽・浅間は2年以上使わない事が休止の条件

(管理料) 中部・東部・・・1ヶ月110円、年1,320円

北軽簡水・・・1ヶ月550円、年6,600円

浅間高原・・・1ヶ月1,650円、年19,800円

休止:水道は使用しないが、権利を維持できる。再開時の費用負担はなし。

廃止: 今後、一切水道を使用しない。水道使用再開の場合は、

新規加入と同様に加入金、量水器代、負担金等を徴収する。

## 水道料金

## ◎中部・東部・北軽簡水水道料金

用途別 料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金
用述別 科並	水量	料金(円)	1㎡につき
一般家庭用	20 m <sup>3</sup>	1,100	66
農業用(北軽簡水のみ)	200 m³	2,420	66
別荘用	20 m³	2,640	110
リゾートマンション用	20 m³	戸数×2,640	110
官公署·学校用	水量	料金(円)	超過料金
30mmまで(※)	500 m³	11,000	66
40mmから	1,000 m³	22,000	66
学校プール用等	1,200 m <sup>3</sup>	22,000	66
営業用	水量	料金(円)	超過料金
13mm	40 m³	2,200	66
20mm	60 m³	3,300	66
25mm	120m <sup>3</sup>	6,600	66
30mm	400 m³	22,000	66
40mm	600 m³	33,000	66
50mm	1,000 m³	55,000	66
75mm	1,200 m³	66,000	66
臨時用(仮設等)	20 m³	2,640	110

#### ◎メーター使用料

口径	直読式	遠隔式
13mmまで	220	550
20mmまで	330	660
25mmまで	440	1,100
30mmまで	880	1,540
40mmまで	1,100	1,980
50mmまで	3,300	4,400
75mmまで	3,740	5,280

## ◎下水道事業料金

用途別料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金
用述別 科並	排水汚水量	料金(円)	1㎡につき
一般用	20 m <sup>2</sup>	2,200	110

## ※25mm以下については、町長が認定する

## ◎浅間高原水道料金

用途別 料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金
<b>开</b> 应剂 科亚	水量	料金(円)	1㎡につき
一般用	20 m <sup>3</sup>	6,600	110
営業用	20 m³	6,600	110
臨時用	20m³	11,000	440

設置工事の費用は、指定水道給水工事業者に確認してください(地区ごと 東・中・西部、町外指定業者)